

特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会入会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、社会体育の振興に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとする。

- 2 会員は、定款第8条の規程により、本規程第5条の会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、毎年5月に翌年度の事業計画及び予算書を提出し、又事業終了後は、その年度の事業報告及び決算報告をしなければならない。

(入会)

第4条 新たに入会する団体は、その代表者より次の書類を本会長に提出し、総会の承認を得なければならない。但し、年度途中の場合においては、理事会が仮承認する。

- (1) 入会申請書
 - (2) 事務所所在地
 - (3) 規約
 - (4) 役員名簿(役名、住所、氏名)
 - (5) 前年度事業概要
 - (6) 当該年度事業予定表
 - (7) 当該年度予算書
- 2 入会の承認を得た団体は、定款第15条により理事候補を選出し、その氏名、住所、生年月日を報告しなければならない。

(会費)

第5条 定款8条による会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金は徴収しない。
 - (2) 正会員の年会費基礎額分は、3,000円とする。ただし、その団体の構成員1人あたり100円を徴収する。
 - (3) 賛助会員の団体および個人の年会費は10,000円とし1口以上とする。
- 2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

Ⅱ.入会に関する規程

(会費の納入)

第6条 会員は、本規程第5条に定める会費を毎年5月31日までに納入するものとする。年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。ただし、一度入金した会費については、いかなる理由があっても返金しない。

(退 会)

第7条 会員は退会する時は、退会届（任意）を会長に提出し、受理された時点で退会とする。

(役 割)

第8条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席
- (2) 事業活動への参加

(特 典)

第9条 会員は、この法人が発行する機関紙等の優先的配布を受けることができる。

(規程の変更)

第10条 この規程は、総会の議決によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成20年11月5日から施行する。